

保育内容の変化と建物の変化

——葛飾区東立石保育園改修工事の場合——

Changing Process of Nursery Schools and Buildings

——Case Study on Takeishi nursery school in Katsushika Ward——

曾根 陽子*

Yoko Sone

I. 公共建築における需要の変化と 建物の対応

戦後の公共建築は、絶対的な施設不足と社会全体の困窮状態を反映して、面積も内容も貧弱な建物から出発せざるをえなかった。しかし、戦後40余年を経過する過程で、徐々に施設設備され、現在では、一部人口急増地域を除く多くの自治体で、公共建築は量から質の時代に入ったとの認識を持つ状況にいたっている。

このような時代経過を反映して、同じ用途の公共建築であっても新築された年代によって面積や仕上げ、備品、設備のグレードが違っていることが少なくない。

施設がその時代の需要を受け止めるものである以上、経年による需要の変化に対応して新築される建物に（面積、部屋の構成、仕上げ、設備など）格差が生じるのはむしろ当然のことと言えよう。

古い建物に需要に合致しない部分が生じた時、従来施設を運用している現場レベルでは、部屋の配置替え、家具の移動、模様替えなどにより、使用内容の変化に対応してきた。しかし、それらは必要に迫られてのことであり、現状追従の間に合わせという程度のものがほとん

どであった。

小中学校のような義務教育施設においては、木造の鉄筋化〇年計画、特別教室整備〇年計画といった形で、質の平準化が意識されているが、他のほとんどの施設においては建て替えという形をとるまで、格差の解消は積極的に図られていないのが実情である。

確かに戦後という特殊な時代を経た我が国では、30年代から40年代にいたる量の達成を目標とした貧弱な公共建築では、建て替えという形でしか問題解消し難い面がある。しかし、一口に50年といわれるような鉄筋コンクリート造の建物寿命を考える時、今後は、建物内容の格差是正を建て替えだけに頼れないことは自明のことといえよう。また、格差是正を建て替えだけに頼ろうとすれば、建て替えまでは「がまんの期間」とも言える施設と需要の不整合の長い時期を過ごすことにもなる。これでは建物の生涯のほとんどの時期をその機能を充分果たさずに過ごすことになってしまう。

これまで、我が国の建築工事はすべて新築工事を中心であった。改修工事に関しては技術や研究の蓄積もなければ、共通の認識基盤もない。もともと改修工事は政策目標になり難く、予算を付け難いといわれている。（たとえば、

*住居学専攻

〇〇福祉センターを新築すれば、福祉予算を使ったとPRできるが、どこそこの施設を改修したというのではPRできない。さらに、建築技術者も新築時のような提案的な取り組み方をしていないのが実態である。

維持管理という言葉は建物等の初期性能が常に適切に発揮できる状態にあるようにするための活動を意味し、内容の改良、改善を含まないのが一般的である。だが需要の変化をあたりまえのこととして受け止め、変化に対応して先を予測し、積極的に改修工事を積み重ねることも、建物の維持管理であり、それが建物の寿命を延ばすことになるというのが筆者の主張するところである。

II. 公共建築における社会福祉施設

筆者は昨年より今年にかけて、用途変更を伴う改修工事を行なった建物の調査を実施した。文献による調査（共栄学園短大紀要3号）、自治体に対するアンケート調査（2回）のほか、ヒヤリングを70数か所実施した。その結果、改修工事にいたる経緯も工事内容もそれぞれ異なっているが、変更後の用途が社会福祉施設になっているものが多いことに気づかされた。

それらは養護学校、保育所、授産所、作業所、学童保育所、老人福祉センター、機能回復センター、身体障害者センター、母子寮、児童館、等々である。

各自治体の保有建物における社会福祉施設の比率は明らかになっていないが、筆者の調査した横浜市、神戸市等7市を比較すれば、自治体によってかなり格差があり、人口10,000人当りの社会福祉施設面積は、浦和市が129㎡、札幌市が201㎡、横浜市が336㎡、神戸市が415㎡、春日部市が479㎡、京都市が488㎡、函館市が570㎡、である。ただ、この時気をつけないければならないのは、春日部市のような人口17万ほどの小さな市の場合、大きな福祉センターを1つつくるとその数字がすぐ変わってしまうほど、絶対値が小さいということであ

る。

同じ公共建築でも庁舎や学校などは人口当り面積のバラツキは少ない。教育施設は11,000～14,000㎡、庁舎が1,000～1,300㎡程度である。これはそれぞれの施設の使用数である生徒児童数、市職員数が人口に対してある一定比率で発生していることを意味している。

これに対し、社会福祉施設の場合は充足率ばかりでなく、需要の発生率そのものすら大きな意味での自治体の状況によって差が生じてくる。その意味で、社会福祉施設の面積は自治体の成熟度や姿勢を示すバロメーターであるとも言える。

本レポートでは社会福祉施設の中で、保育所を取り上げ、経年による需要内容と建物の形の変化の対応を見ようとした。そして古い保育所を現在の需要に合わせて改修した葛飾区の東立石保育園をケーススタディしたものである。

III. 保育内容の変化と建物の変化

戦争直後の保育所は戦前からの焼け残った建物か「青空保育」かのどちらかであった。だが働く女性労働者の著しい増加に伴って、保育所は急速に増加していった。図1は戦後の保育所数の推移を示している。

このように継続的に増加してきた保育所が、建てられた年代によって面積も内容も違っているのは当然の結果であった。

建物が変わっていった要因として、以下のよ

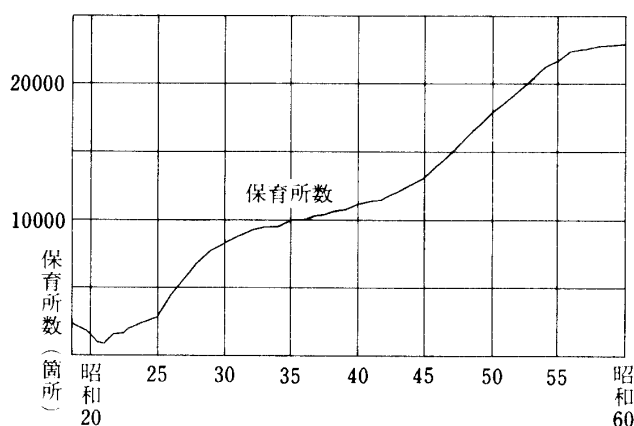


図1 戦後保育所数経年変化

うなことが考えられる。

1. 社会的な保育観の変化

かつては、保育に欠ける児童＝かわいそうな子どもであるというのが一般の保育観であった。親のほうも恩恵を受けている感覚で、貧しい環境で日中を過ごすことをさほど気にとめていなかった。女性労働者の数の増加とともに女性が働くのはあたりまえとなり、同時にすべての児童は「心身ともに健やかに生まれ、かつ育成される」権利があるという考えが一般的になった。また、乳幼児期から集団生活を行なう保育所教育の効果に対する積極的評価も生まれるようになった。

このような保育観の変化は、建物に対する考え方も変化させることとなる。

かつては、安全性（子どもが怪我をしない、病気にならない）と利便性（忙しい保母の手がかからない）に気を配るのが主で、せいぜい仕上げの色や細部の形で“幼児施設らしさ”を表現するのが一般的であった。現在では不十分ながらも徐々に、最低基準面積を脱却するところも出てきて、居住性（子供が一日中過ごして疲れない）や快適性（美しい、楽しい空間である）をプラスして計画する必要性がかなり重視されるようになった。

2. 保母の労働条件の向上

保母は子守あるいは奉仕者であるとして、低賃金、過重労働（長時間休みなしの肉体労働）が強いられた。保母の多くは腰痛、流産、生理不順に悩み、若い単身者でないと続かなかつた。保母も労働者であり、労働条件向上は当然の要求とする多くの運動の結果、人員増、勤務時間短縮、無理な作業動作にならない施設や備品の配慮などが図られた。表1は保育所職員定数の変化を示しているが、これを最低基準として、東京都のように独自の定数上積みをする自治体もでてきた。

保母が増えれば、それに伴って事務室、ロッ

カー等の面積を増やす必要ができる。また、以前の保育所は着替えのためのスペースもないほど保母の労働条件は無視されたが、最近では保母の腰痛対策のために、保育室に保母専用の洗面台が設置される所（写真-1）もでてきた。

3. 母親の労働条件に合った保育の要求

0歳児保育、学童保育、身近な場所の保育所、勤務時間に合った長時間保育、完全給食、個人負担の軽減、病児保育、これらの実施要求

表1

制定または改定年月日	措置費の算定基礎の職員配置				
	保母1人の受持児童数				
	4歳以上	3歳	2歳	1歳	0歳
昭 23. 12. 29	30人			10人	
27. 1. 1				10人	
37. 4. 1				9人	
37. 7. 16					
39. 4. 1				8人	
39. 5. 11					
40. 4. 1				8人	
41. 4. 1				7人	
42. 6. 1				6人	
42. 10. 11					
43. 4. 1				25人	※
44. 4. 1				20人	400人のみ3人
44. 5. 20					
46. 4. 1					400人のみ3人
47. 4. 1					1,800人のみ3人
48. 4. 1					3,000人のみ3人
49. 4. 1					4,000人のみ3人
50. 4. 1					5,300人のみ3人
51. 4. 1	31人以上				
52. 4. 1	60人以下施設1人加算				9人セット→3人セット

※「0歳」欄の44. 4. 1以降の数字は乳児保育特別対策適用施設分

は、戦後から現在にいたるまでずっと続いている古くて新しい要求の数々である。

二重保育、ベビーホテル、無認可保育所、共同保育所などは、公的解決に頼れない親達の自営手段である。微々たる動きながらも、運動の成果として現実に合った公的対策も実現されるようになってきた。0歳児入所数の増加はその一例である。

0歳児保育の実施に伴って建物は大きく変化する。0歳児室、ほふく室、食事室、調乳室、もく浴室、医務観察室、受け渡し室、1歳児室、2歳児室等々の他に調理室の拡張（離乳食用）、事務室の拡張（保母数増員のため）などが必要とされる。

4. 保育内容の問題

保育内容向上の問題は、机上の議論で達成されるのではなく、保育条件の向上とともに実現されるものではあるが、保母、親の要求が即子どもにとっての保育内容の向上に反映されるというわけでもない。かつて、厳しい保育条件の中でも自由保育をめざして「恵泉保育園」（小川信子設計）や「常盤平幼稚園」（鈴木成文他設計）が作られたように、それぞれの条件下において、教育の場としてより適した提案的な環境を作る必要がある。

障害者保育、幼稚園との一元化問題、自由保育、等々は現在においても実現に対して建物の面でも提案、検討が必要なことである。

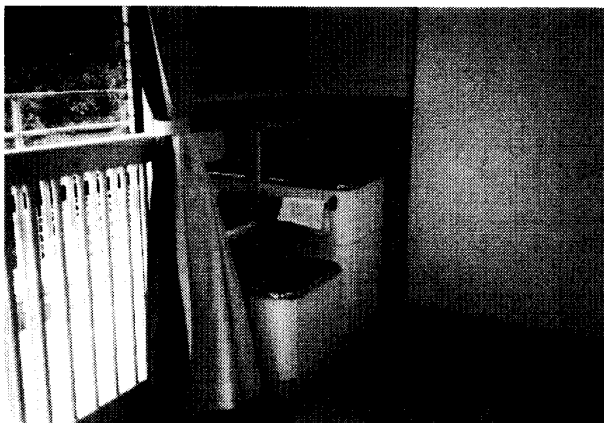
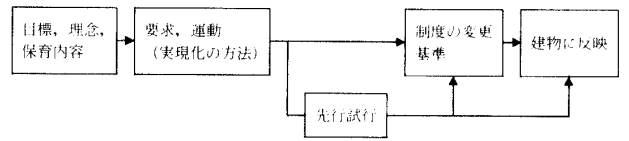


写真-1

建物と保育内容と要求との関係を示せば、下図のようになる。



5. その他の問題

現在、公共建築としての保育所が抱えている問題のひとつは土地費高騰に伴う用地取得難である。単独で用地を取得することができないため、すでに東京など都市部の保育所の多くは複合施設化されている。最も多いケースは公営住宅の1階を保育所にするものである。落下物の防止策は取られているが、ビル風の問題、細長い園庭、非人間的とも言える巨大な外部空間、上の住宅によって決められるスパン割等の問題がある。老人施設との複合化の例もあるようだが、長時間滞在施設であるだけに安易な複合化のもたらす弊害は取り返しがつかないものがあり、慎重に扱う必要がある。

もうひとつの問題は、定員割れの問題である。その原因は、幼児人口の減少と都心部の人口減少である。これを即保育所需要の減少と見なしてはいけない。まず保育条件の問題があり、保育をうける資格の問題もある。今でも保育所に入れたくとも入れない人は大勢いる。つまり、需要の内容の検討が必要である。

本当に保育所の量的不足が解消されて、さらに定員割れが生じているなら、その時こそ、その余分なスペースを「面積的資源」として活かした改修工事を行なうべきである。定員を減らすことは施設が不要ということではない。かつて、必要に迫られてどの保育所も敷地も増やさず、必要な関連室の増加も不十分なままに定員を増やしていった。ややくどいようだが、本当に量的不足が解消されてのことなら、積極的に余裕のでた建物面積を活かした改修工事をして、ようやく正常な形に近づくというものである。

IV. 葛飾区東立石保育園改修工事

東立石保育園の概要——写真 - 2

所在地：東京都葛飾区東立石 4-45-5

敷地面積：1,320.14 m²

定員：改修前，120名（1歳—15名，2歳—20名，3歳—25名，4，5歳—60名）

改修後，125名（0歳—9名，1，2，3歳変更なし，4，5歳—56名）

職員数：改修前，19名

改修後，25名

延床面積：変更前，878.39 m²

変更後，891.78 m²

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

工事費：総額 7,100 万円（約 8 万円/m²），
建築 3,800 万，設備 1,500 万，
電気 1,700 万，ガス 100 万円

新築：昭和 41 年 改修：昭和 61 年

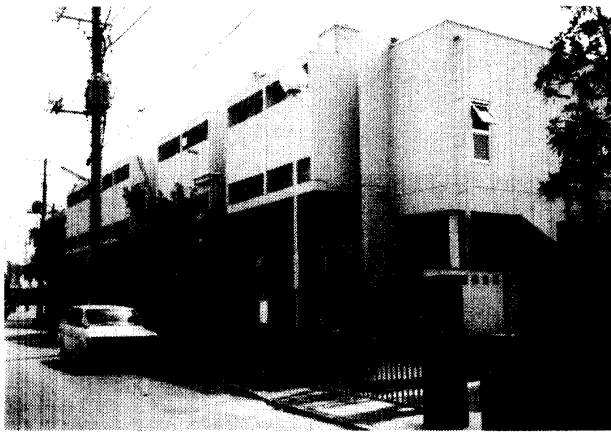


写真-2

設計：新築，佐藤武夫設計事務所

改修，藤設計事務所

工事内容：外部仕上げ——仕上げ材吹きつけ

屋上防水——非歩行用ウレタン防水

内部仕上げ——壁および天井クロス

仕上げ，一部床貼替，板貼壁および
床フローリング 研磨塗装

給排水ガス管——全面交換

冷暖房——新設（パッケージ方式）

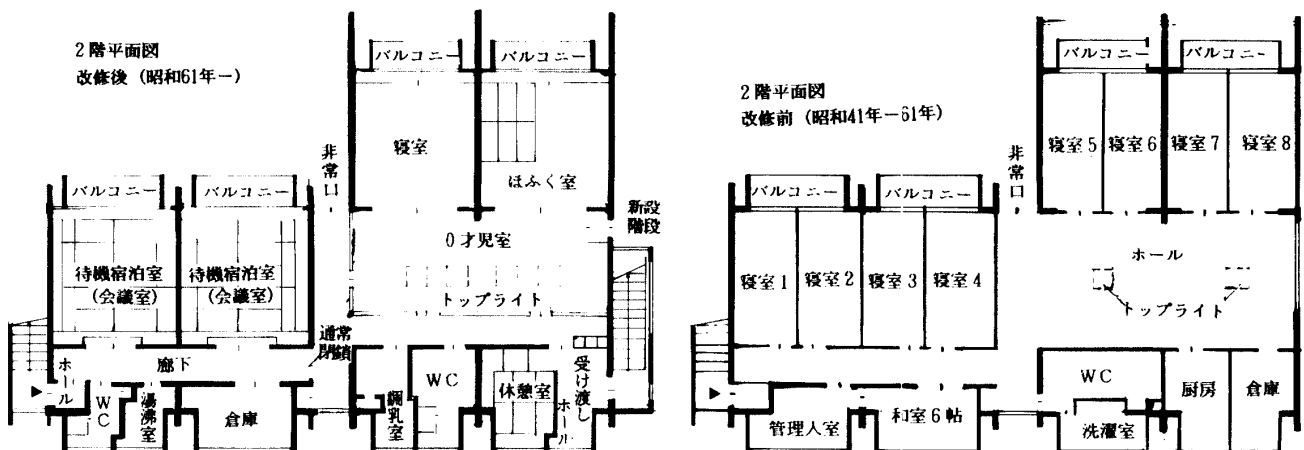
平面変更：1階——事務所（宿直室撤去），調理室拡張

2階——図 2

この保育園の新築された昭和 41 年は，保育所の増設期であった。東京周辺では保母不足が著しく，どの区でも東北地方などから保母を募集していた。地方から出てくる若い保母確保のための宿泊寮は当時の住宅事情から，どうしても必要なものであった。

ところが，最近は新設保育所も少なくなり，通勤可能範囲内からの保母も増えてきた。また，1室4人の2段ベッドという寮のつくりも現在の生活レベルに合致しなくなってきた。他に充実した寮が完成したこと（小さな部屋を大きく改修）から，この寮では空室が多くなった（これとまったく同じ事情の改修工事の例は足立区，千葉市でもでており，特殊な例ではない）。そこで，寮部分を0歳児保育室と，災害時の職員待機室に用途変更したものである。同

図 2



時に保育所全体の改修を行ない、階段の増設、事務室、調理室の拡張をしている。

通常の保育を行ないながらの工事であったため、次のような苦勞をしたという。

- ① 園児や職員に対する安全の確保。そのため仮囲いによって作業部分と保育部分を区画した。
- ② 保育に支障がないこと。騒音発生工事は土日に行なう。
- ③ 敷地狭小のため、資材置場、作業場の確保が困難だった。
- ④ 工事部分の機能を補うため、園庭に2階建プレハブ(200㎡)を建てそこに調理室、便所、事務室を設けた。

こうした工事上の配慮は、使用しつつの改修工事では必然的に生じるものである。高崎NTTをはじめとして使用しながら工事をした施設におけるヒヤリングでも同様の苦勞を聞いた。今後は、公共建築の改修工事の増加とともにますますこのような使用しながらの工事は増えると思われる。それに伴って工事機材や段取りのノウハウは蓄積されるであろう。また、予算的にもこれらの仮設費増や工事期間長期化に伴う工事費アップも徐々に認められるようになるであろうが、現在のところ工事担当課の裁量にまかされている。

この保育園は改修工事の結果、施設全体の規模が大きくなり、何となくゆったりした。なかでも2階の0歳児保育室は面積も広くのびのびとしている(写真-3)。耐震診断をしなかったため、構造壁を移動することができず、水まわり(便所、厨房)のスペースを拡張できなかった(もっとも敷地が狭くて拡張することは難しい)のが残念との担当者のお話であった。

敷地面積が狭いから、2階の待機室部分も保育所に組み込んで1歳児以上の保育室にもゆとりを持たせたい気がしたが、フレキシビリティに欠ける壁構造では限界がある。後の改修を考えると壁構造の公共建築は避けたいものである。

工事の担当者は「使用しながらの改修工事は、使用している人の理解と協力がなければ成功しない。また、苦勞が多くとも、喜ぶ反応がすぐ返ってくるのが嬉しい」と語っていた。

保母さんたち現場の意見もできるだけ取り入れるようにしたようだが、使ってみての結果が反映されるのが、使用しつつの改修工事の、最も有利なことであろう。

参考文献

- 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・宍戸健夫「日本の保育」ドメス出版
- 植山つる・浦辺史・岡田正章編「戦後保育所の歴史」全国社会福祉協議会
- 一番ヶ瀬康子編「社会福祉とは何か」現代の社会福祉Ⅰ ミネルヴァ書房
- 「国民の福祉の動向」昭和60年厚生指針臨時増刊(財)厚生統計協会



写真-3